

2021年度 育成会フォーラム パネルディカッション

知的障害者福祉の展望と課題 育成会会員の声から

全国手をつなぐ育成会連合会政策センター

高木誠一

経歴

- 1976年 知的障害児通園施設指導員
- 1989年 小規模授産所施設長
- 1993年 重度障害者デイケア施設施設長
- 1997年 障害者支援施設施設長
- 2017年～ 相談支援専門員

社会福祉士

社会福祉法人ひかりの園 理事
NPO浜松成年後見センター 代表理事
静岡トラブルシューターネットワーク代表
浜松インクルージョン研究会会員

地域生活支援拠点等事業

ひとり暮らし体験
緊急時対応

浜松市の取り組み

《概要》浜松市障がい者ひとり暮らし体験支援事業

【目的】

○親元からの自立や精神科病院からの退院、入所施設等からの退所にあたり、ひとり暮らしによる地域での生活へ移行を希望する障がい者に対し、ひとり暮らしに向けた宿泊体験の場を提供することにより、地域で自立した生活を目指す障がい者を支援する。

※「協力事業所」とは、宿泊体験の場の近隣の障害福祉サービス事業所、地区社協（家事支援）のことを言う。協力事業所に協力を仰ぐ際は、基幹相談と担当相談員が共同し実施する。

【浜松市障害保健福祉課】

市役所



業務委託

浜松市障がい者基幹相談支援センター

- 宿泊体験の場の提供（契約は本人）
- 宿泊体験の場での支援体制のコーディネート
- 日中に過ごす場での支援体制のコーディネート
- その他、ニーズに応じた支援が行われるような支援体制のコーディネート
- 体験利用時・利用後に係る一人暮らしに向けた伴走的な支援・評価

【対象】

- ・障がい者（児童は対象外）
- ・市内に住所を有する者
- ・現に市税の滞納がない者
- ・現にひとり暮らし等をしていない者

1回あたり8日まで

・障がい者相談支援センター
・計画相談支援事業所

相談

・本人・家族
・障害福祉サービス事業所
・精神科病院



一人暮らし

事後評価・
経過確認・伴走支援

【宿泊体験の場での支援体制】

- 普段、居宅・訪問系サービスを利用している場合は、当該サービス事業所での支援を行う。その他、当該サービスの導入も体験的に行う場合は、協力事業所への協力を仰ぐ。

【日中に過ごす場】

- 単なる宿泊体験とならないよう、通勤先（通所先）等の日中に過ごす場を利用する。日中に過ごす場は、①普段本人が通勤（通所）している場、もしくは②協力事業所とする。

【地域生活の体験】

- 一人暮らしを充実させるための余暇や生活に必要な買い物、外食・理髪店の利用等、地域生活を送るための体験的な活動を提案する。



目標達成に向けた包括的な支援が受けられるよう、関係機関の確保・支援体制の提案

ヘルパーは使えない
暮らしの状況を計画相談
の担当者が訪問する支援
を想定

03

利用開始

04

評価

03 Beginning

04 Evaluation

- 利用相談を行った担当相談員は、「意向確認書※1」に必要事項を記入し、関係書類※2と合わせて基幹相談に提出する。(メール不可)
- 本人または家族は、「利用申請書※3」と「市税納付確認同意書※4」に必要事項を記入し、基幹相談へ提出する。
- 《注意事項》
- ・病状コントロールができていない方、宿泊体験の場での物損・体験利用中の事故等の恐れがある方は対象外。
- ・主治医がいる場合は、事前に主治医の了解を得る。
- ・本人及び家族等に意向確認書提出の了解を事前に得る。

- ※1 実施要綱「参考様式第1号」
- ※2 「計画相談様式別紙1(基本情報)・別紙2(週間計画)・別紙3(ADL)」または本人の状態像がわかる書類
- ※3 実施要綱「第1号様式」
- ※4 実施要綱「第2号様式」

- 障害保健福祉課に提出した「利用申請書」を調査及び審査を行い、結果を通知する。
- 利用決定を受けた体験者(本人)・担当相談員・基幹相談員と、基幹相談を行う。その後、宿泊体験の場及び地区の検討を行う。
- 具体的な宿泊体験の場、宿泊体験中の支援体制の検討を行ったのち、体験者(本人)・担当相談員・関係機関・基幹相談で体験利用前の関係者会議を開催。体験期間中の目標設定を実施する。
- 《注意事項》
- ・利用期間は、1回あたり8日以内。
- ・マンション等での体験を実施する場合、契約者は本人となる。

- ※5 実施要綱「第3号様式」「第4号様式」

- 宿泊体験中の支援体制については、下記のとおり。
- 《日中の支援体制》
- ・体験期間中は、日中に通所(通勤)することを基本とする。
- ・通所先は、①普段利用している場所への通所、もしくは②体験利用部屋近隣の協力事業所への通所を基本とする。
- ・通所は公共交通機関の利用を前提とする。もともと通所していた事業所等からの送迎を要する場合は、担当相談員が当該事業所等と調整を行う。上記対応が難しい場合は、基幹相談で最寄り駅までの送迎を行うことも可能。

- 《ヘルパーの利用について》
- ・住所地以外でのヘルパー利用は現段階では行えない。ヘルパー利用が必要な場合は、実費でも可能か担当相談員がヘルパー事業所へ確認する。
- ・体験利用中の支援内容の変更、調整は担当相談員が実施。
- 《その他、見守り等の支援》
- ・必要に応じ、基幹相談員、担当相談員が訪問支援を実施し、見守り等を行う。

- 宿泊体験終了後、体験者(本人)は自己評価※6を実施し、基幹相談にその結果を報告する。
- 自己評価の報告を受けた基幹相談員は、体験者(本人)・担当相談員・関係者と支援会議を開催し、その結果を障害保健福祉課に報告する。

※6 実施要綱「参考様式第2号」

緊急時対応

浜松市障がい者緊急時対応事業

(浜松市委託事業)

浜松市障がい者緊急時対応事業ってどんな事業？

在宅生活をおくることが困難な事由(家族の病気等)が発生した際でも、基幹相談支援センターが中心となって24時間365日の連絡体制を確保し、地域の支援機関(行政・相談支援事業所・障害福祉サービス事業所など)と協力し、障がいのある本人の在宅生活を支えるための事業です。

具体的にどのようなことをおこなうの？

地域の支援機関には、それぞれ開所時間が設けられており、休日・夜間など、困りごとがあっても相談支援事業所などの相談機関に連絡が取れず、困ったことはありませんか？

この事業では、在宅生活をおくることが困難な事由が発生した際でも、その困りごとを相談できる支援機関を確保し、必要があれば短期入所事業所などのお住まいの地域の障害福祉サービス事業所につなげる役割を担います。

事業対象者はどのような人なの？

事業対象者は以下の3点を全て満たしている方です。(一部例外あり)

- ①浜松市内に住所があること。
- ②障がい児または障がい者であると認められていること。(障害者手帳・医療受給者証所持者など)
- ③短期入所の支給決定を受けており、短期入所事業所と利用契約を締結していること。

※障がい特性を理由に短期入所の支給決定までに至っていない方でも、障がいがある本人・家族・相談支援事業所・障がい者基幹相談支援センター等が連携し、障がいがある本人が安心して利用できる短期入所へつなぐ役割も本事業で担います。

その他、市長が特に必要と認めた場合には、上記

- ①～③を満たさなくとも対象となります。

短期入所事業所への移送は誰がおこなうの？

基本的には家族や親族のご協力を得たり、福祉タクシーなどが利用できないか確認をさせていただきます。

しかし、家族の病気等で障がいのある本人が在宅生活を送ることが困難となった場合など、必ずしも家族や親族に頼ることができるとは限りません。そのような場合には、受け入れ短期入所事業所に移送の協力を仰いだり、場合によっては障がい者基幹相談支援センターで移送を行います。

事業を利用するためにはどうすればいいの？

事業を利用するためには、原則「登録」をしていただきます。「登録」を通して、緊急的な事由が発生しないための支援方法を地域の支援機関と検討することが必要だと考えています。

「登録」をするためには、普段相談をしている相談支援事業所へ、登録の意向をお伝えください。相談支援事業所へ相談をしたことが無い方に関しては「浜松市障がい者基幹相談支援センターホームページ (<http://kikan-hamamatsu.jp/>)」をご確認いただき、お住まいの地域の相談支援事業所へご連絡ください。

【Step1 登録の相談】

- ・本人・家族は本事業への登録意向を、相談支援事業所へ申し出る。
- ・相談支援事業所は、基幹相談支援センターへ登録の相談を行う。



【Step2 登録書の作成】

- ・相談支援事業所は、本人、家族、基幹相談支援センターと共同し、「緊急時」が発生しないための支援体制の構築を図るとともに、「緊急時」が発生した際に迅速な対応を行うための登録書を作成する。



【Step3 登録の完了】

- ・基幹相談支援センターは相談支援事業所から提出された登録書に、登録者のみに伝える「緊急時対応事業用連絡先」を記入し、登録書(写)を相談支援事業所へ返却する。
- ・相談支援事業所は、返却された登録書(写)を家族等へ提出する。



登録から短期入所事業所利用までの流れ



※注)1 「基幹相談支援センター運営5法人」とは、福)小羊学園、福)聖隷福祉事業団、福)天竜厚生会、医)好生会、医社)至空会を指す。

緊急時対応の課題

- 事前登録が条件
- 短期入所の契約を済ませていることが条件



上記以外の人々が緊急的に支援を受けた場合
短期入所が利用できない。
緊急避難でサービスを利用したが、報酬が
回収できなかった場合がある。
ホームレスの人の支援・釈放後の保護など

特例介護給付費・特例訓練等給付費支給

I 特例介護給付費・特例訓練等給付費

1 支給できる場合

市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービス(支給量の範囲内のものに限る。)に要した費用(特定費用を除く。)について、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給することができる。(法第30条第1項)

(1)支給決定前における緊急やむを得ないサービス利用等

支給決定障害者等が、支給申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う施設障害福祉サービスを受けたとき。

グループホーム
どこへ行く？

3年の見直しについて 中間整理 より

グループホームについては、近年、障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。

【経験ゼロ資格無しから始める福祉のお仕事】

「長期安定×高利益×景気に強い」誇れる事業といえば障がい者グループホーム

◆障がい者グループホームは売上の8割が国への請求！

◆1度入居すると長く施設を利用するため、景気の影響を受けることなく長期安定的に利益を得ることが可能！

◆障がい福祉は将来的にも国に必要な事業ですので、定年知らずのストック型の福祉ビジネス！

国からの
助成金も!!



グループホームは
国や地域からの期待大

基準緩和でグループホームへの追い風

平成30年6月に公布された法改正により、グループホームの建築基準が緩和されました。今まで戸建住宅をグループホームの基準に合わせるには、大規模な改修工事が必要でしたが、法改正により工事・手続が合理化され、転用がしやすくなりました。増加している空き家の住宅街に立地している戸建は、グループホ



戸建て住宅を転用

2022年5月

浜北市・藤枝市に
障がい者グループホームを
建設予定です。

浜北新原

浜松市 浜北本沢合



無資格可の生活支援員

📍 静岡県御殿場市川戸

👉 月給23万円

👉 正社員

サービス管理責任者 (オープニングスタッフ/年間休日114日)

📍 静岡県浜松市浜北区新原

👉 月給35.5万円

👉 正社員

浜松インクルージョン研究会の意見交換(2022.2)

- 民間の会社がやっているグループホームはうちの子は重度で無理そう？(育成会会員)
- 職員を雇用してから、研修をやっているというし…大丈夫？(育成会会員)
- 社会福祉法人のグループホームが安心。でも、社会福祉法人は人手がないというし…。(育成会会員)
- クリニックが開いたグループホームは、訪問診療や訪問看護もあって安心だと思う。(育成会会員)
- 8050問題の解決には役立っていると思う。(相談支援)
- 精神科病院からの地域移行の受け皿にはなっている。(相談支援)

どういう人が入居しているか

- 救護施設からの地域移行する人
- 地域生活が困難になってきた人
- 独居生活が困難になってきた障害者
- 会社を定年して不安を感じている人
- 引きこもって暮らしてきて親が高齢化している人
- 精神科病院から退院する人
- 宿泊型自立訓練から移行する人

印象

「サービス付き障害者住宅」というイメージのところが多い

軽度の障害者への支援がこれまで薄かったことへを反映している

日中サービス支援型GHの評価・原点に戻って

平成30年2月21日付厚生労働省事務連絡

2. 日中サービス支援型共同生活援助の施行に向けた留意点

○日中サービス支援型共同生活援助の趣旨について

日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。

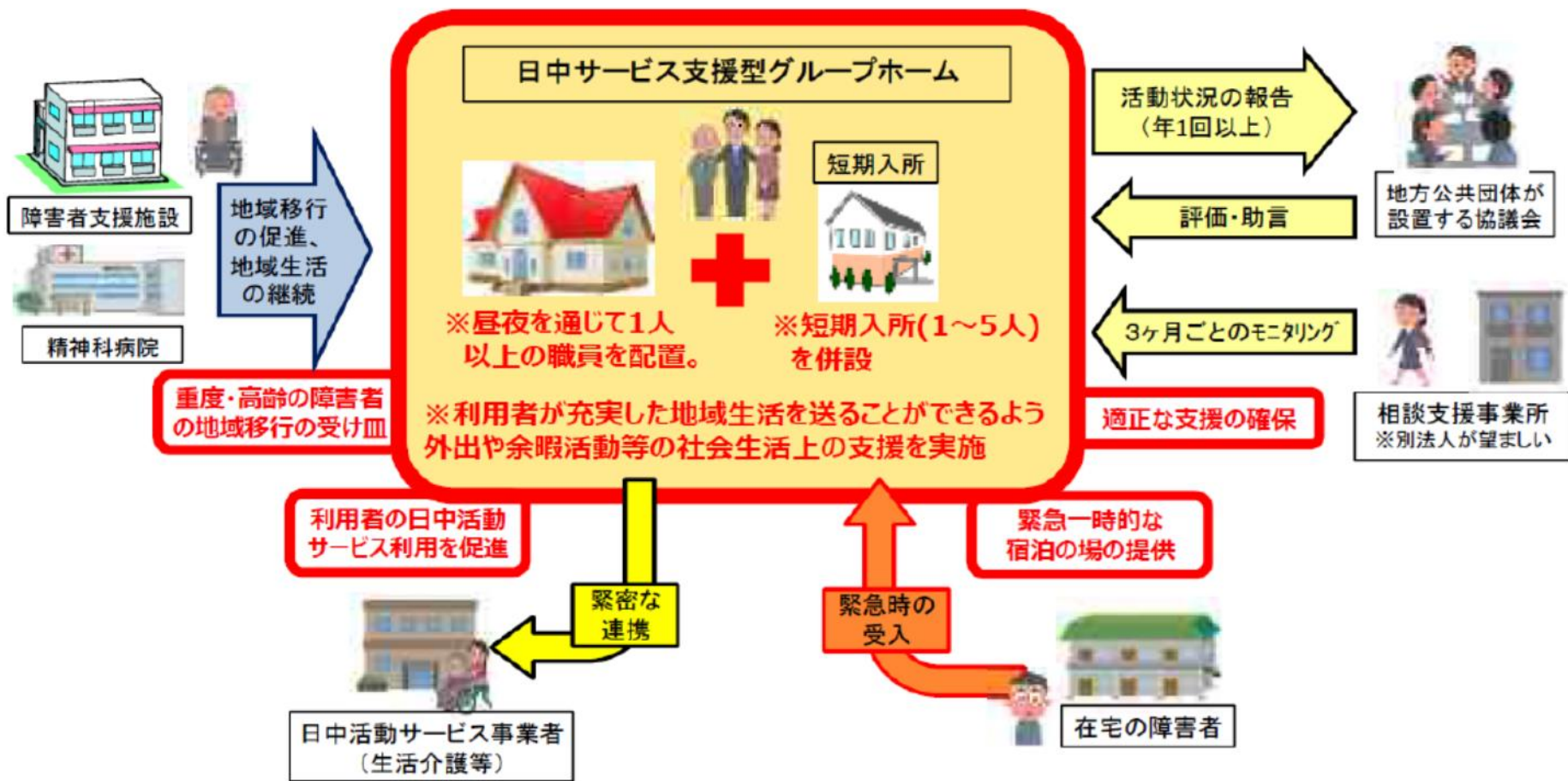
小規模入所施設(付帯決議)

地域生活支援拠点等事業

日中支援型共同生活援助

地域生活支援の中核的な役割を担う日中サービス支援型グループホームの創設

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により創設される「日中サービス支援型グループホーム」は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。



放置されている 障害者支援施設

入所施設12万人、GH 14万人

新しい入所施設は作られていないが、そこに生活する人は12万にもいる。

地域移行した人数は入所施設で受け入れている。

果たして、障害者自立支援法施行から、入所施設はどれだけ変わったか



入所施設の地域化へ

提案

- サテライトを開設して、本体の入居者数を減らす
- 個室を基本として、ユニット化を進める
- 短期入所の機能を強化する
- 「自活訓練事業」の復活があっても
- 入所施設の「地域化」を進める
 - 移動支援の活用 地域での暮らしを広げていく
 - 職住分離(日中は地域で活動する)

林野に囲まれた、東京ドーム4個分の
広大な敷地に平屋建ての「寮」が並ぶ。
埼玉県嵐山町にある県立「嵐山郷」。



約320人の知的障害者が暮らす大規模施設だ。

自閉症などで強度の行動障害がある人たちの男性寮に入ると、廊下を挟んで両側に約25人の個室が並ぶ。部屋の広さは多くが5畳半ほど。時折、入所者が大きな声を出したり壁をたたいたりする音が聞こえる。行動障害が激しい人は1日約20時間、外側から施錠する状態が何年も続いている。

「他の入所者の部屋に入って物を壊したり、危害を加えたりする人もいる。限られた人員数では、安全のため施錠せざるを得ない」と職員。30分ごとに見回り、出たがっていたら扉を開ける。

2022年02月23日 共同通信

4県で障害者ほぼ終日施錠 埼玉、新潟などの公立施設 10年継続も、「虐待」批判

埼玉、新潟、広島、兵庫各県の公的な知的障害者施設で、一部の入所者を1日20時間以上、外側から施錠した部屋に閉じ込める対応が常態化していることが23日、共同通信の全国調査で分かった。いずれも県立施設や県の外郭団体である社会福祉事業団の運営施設。広島では24時間施錠という人がいるほか、埼玉、新潟、兵庫では長時間の施錠が10年以上続いている例が見られた。

知的障害者施設での 居室施錠の状況	1日20時間 以上	期間 (最長の例)	兵庫県の事業団は運営施設が複数あり、施錠している施設数や施設名は明らかにしていない
◆埼玉県立「嵐山郷」 (県社会福祉事業団が運営)	11人	約15年	
◆新潟県立「コロニーにいがた 白岩の里」(県直営)	4人	約14年	
◆兵庫県社会福祉事業団の施設	5人	約10年	
◆広島県立「松陽寮」 (県福祉事業団が運営)	1人	約2年	

【解説】

知的障害者の入所施設で激しい行動障害のある人を部屋に閉じ込める対応は、2016年に殺傷事件が起きた相模原市の神奈川県立「津久井やまゆり園」でもあったことが分かっており、事件の背景になったとの見方もある。職員が「この人たちは何をしても分からない」「不幸な存在」と考え、深刻な虐待につながる恐れがあるためだ。

知的障害者の支援では、街から離れた大規模施設に入れる隔離・収容政策が長年続き、閉じ込めは事実上、外部に実態が隠されてきた。近年は地域社会で暮らせるようになってきたものの、重度の人は施設に残り続ける例が多く、今も全国で約12万人が暮らす。

津久井やまゆり園もそうした施設の一つだった。横浜地裁判決は植松聖(うえまつ・さとし)死刑囚(32)について「利用者を人として扱っていないように感じ、重度障害者は不幸で不要な存在と考えるようになった」と指摘した。

大きな施設に集めて閉じ込めるのは、突き詰めれば費用が低く効率的だからだが、人権を犠牲にして成り立っている。国や自治体は実態を明らかにし、行動障害がある人の支援の見直しにつなげるべきだ。

強度行動障害のある人
の地域生活の実現を

安心できるGHの構造

1人の
ユニット

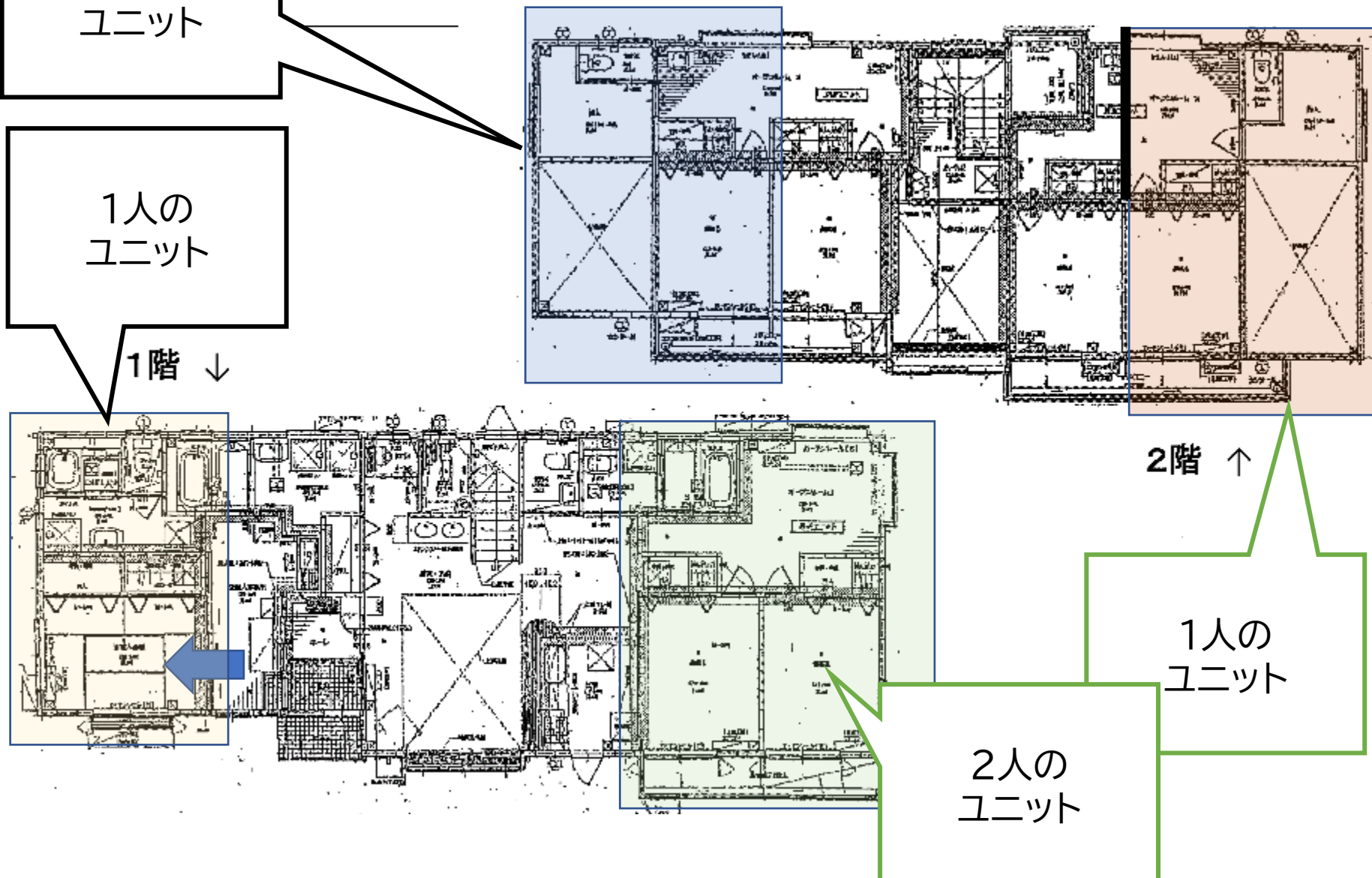
1人の
ユニット

1階 ↓

2階 ↑

1人の
ユニット

2人の
ユニット



入所施設から地域移行して

- プライベートな生活空間が保障されるとこだわりは極端に減る。
- 自分の部屋の過ごし方や自分でできる活動にベクトルが向かう。
- 少人数だと、住人の生活動線も整理しやすい。
- トラブルが激減する。
- 生活世界が安心できるものになると、人への信頼もできてくる～さらに活動が広がる。
- 集団生活が苦手な人に集団生活を強制する手法はもうやめたらどうか。

強度行動障害支援の基盤整備

(1) 重度障害への対応では、加齢児対応も含めた実効性のある強度行動障害児者の地域生活支援を実現する法改正等が必要と考える。

- 強度行動障害支援ナショナルセンター(地域センター)の法定化
- 重度障害者等包括支援(重度包括)の支援区分「4」以上の強度 行動障害児者への対象拡大
- 訓練等給付費への重度包括相当サービス新設
- 重度訪問介護の障害児への対象拡大
- 行動障害については障害支援区分の軽度化を報酬評価する仕組みも導入すべき。
- 累犯障害者への支援についても何らかの法的位置づけが必要。

高齢化への対応

障害者の高齢化への対応では、共生型類型の推進が不可欠であり、現状の入所施設における高齢化状況を踏まえ、入所者も介護保険料を負担することを前提に障害者支援施設にも共生型類型を設定する。「新たな高額障害福祉サービス費」の対象設定を見直す。

提案

障害者支援施設の医療ケア体制の強化が必要ではないか

例えば、障害者支援施設で地域医療(訪問診療や訪問看護)が利用できるようにするなど。

地域での自立生活を支える仕組み

GHのサテライトの期限をなくしてほしい。

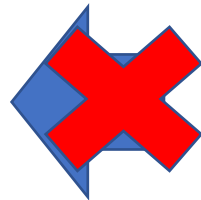
GHのユニットを「定員1～」にしてほしい。

サテライトの良さ

- 自分らしい、プライベートな暮らしができる
- 包括的な地域支援が可能 = 不足するところは総合的な支援が受けられる
 - 食事 入浴介助 通院支援 ゴミだし 衛生的な環境整備
 - 常時相談できる体制
- 利用者にとっては所属する居場所(24時間の安心、仲間がいる、HOME)が保障される。



サテライト期限修了後も 同様の支援を受けられるように



サテライト期限3年



居宅介護等の園では
単身生活が無理な人

知的障害の人は肺
活的な支援が必要

報酬額と事業所の責任性

- 自立生活援助サービス費(I)
 - 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 **1,558単位/月**
 - 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 **1,090単位/月**
- 共同生活援助 6:1の場合
- 区分3 (**298単位/日**) **月額約9万円**
- 区分2 (**209単位/日**)
- 区分1以下 (**170単位/日**)

グループホームのユニット

- 設置基準（現行）
- ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。



提案

- 設置基準
- ユニットの入居定員は、1人以上10人以下とする。

地域生活支援

- グループホームの居宅介護個別利用を恒久化する。
- サテライト型の利用期限を撤廃する。
- 自立生活援助と地域定着支援相談の統合
- 特定相談と一般相談の再編
- 地域生活支援事業については明らかに個別給付的なサービスが混在している。少なくとも移動支援と日中一時支援は個別給付化するか、事業全体を補助金から交付金へ転換すべき。

放課後等デイサービス等

自己肯定感 達成感 仲間形成 孤立の防止

- 事業所での虐待や不適切な支援に対する対応策は十分か
 - 放課後デイサービスでは、本人、家族の福祉ニーズが顕在化する
 - いじめ 学校での孤立 家族からの虐待 ネグレクト 家族関係の問題
- 福祉と学校との連携の仕組みを制度することが必要
 - 地域の相談支援専門員と特別支援教育コーディネータとの定期的な情報交換、またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも交えた支援会議が制度化されないか？
- 「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」・・・専門性や信頼性をどう担保するのか？スタッフの研修が必要

親の就労に対応するための時間も含めた支援時間の長短が適切に評価されるよう検討する必要がある。こうした親の就労への対応を検討する際には、保育所、放課後児童クラブ、日中一時支援など他のサービスの実態を踏まえた役割分担を意識して検討する必要がある。

成人になると預かりニーズはなくなる？



放課後デイサービスが利用できなくなると、仕事をやめなきゃ

本人も

4時に帰ってきてても
やることがない
いくところもないし・・・



今までは放課後デイ
サービスに行って、地域
で活動していたのに・・・

障害のある人のアフター5

- 「放課後等デイサービス」の成人版があればという声をよく聞く。
- 特別支援学校卒業時に退職せざるを得ない母親
- 自分(親)にもライフワークはある。
- 本人たちも、卒業すると地域を奪われてしまう実態がある。(送迎サービスと事業所の利用のみの暮らし)
- 地域活動支援センターの不足
- 日中一時支援サービスの不足
- 延長支援加算では採算が合わない事業所

障害のある人の所得保障

令和2年度平均工賃（賃金）

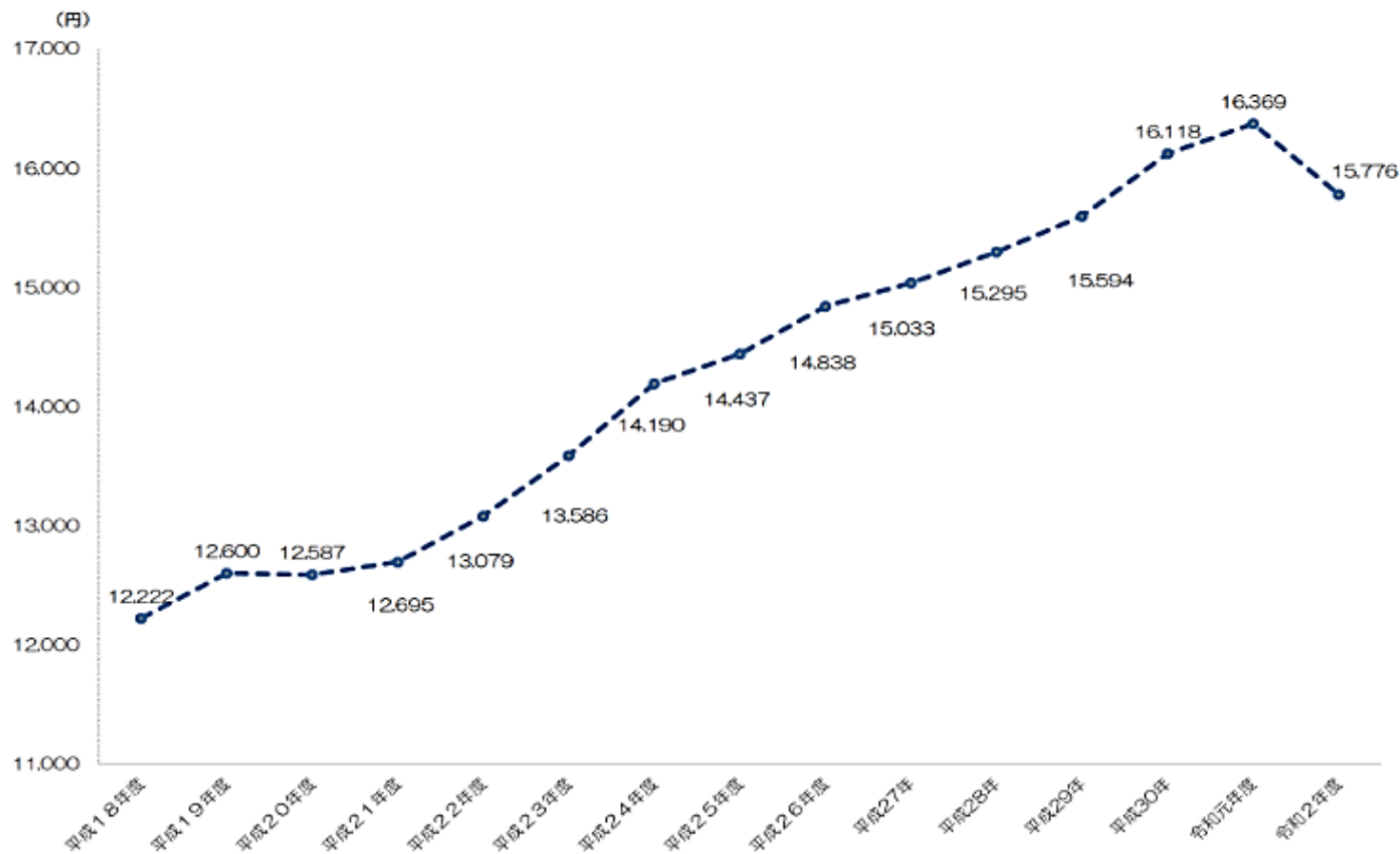
施設種別	平均工賃(賃金)		施設数 (箇所)	令和元年度(参考)	
	月額	時間額		月額	時間額
就労継続支援 B型事業所 (対前年比)	15,776 円 (96.4%)	222 円 (99.6%)	13,441	16,369 円	223 円
就労継続支援 A型事業所 (対前年比)	79,625 円 (100.8%)	899 円 (101.4%)	3,757	78,975 円	887 円

障害基礎年金＋工賃 で地域生活ができる水準を求めてきたが……

平成18年 12,222円 → 令和2年 15,776円
14年かかって、3500円の上昇(平均:年に250円上昇)
3万円にするまでには60年かかる…?

就労継続支援B型事業所 平均工賃について

別紙 1



(※) 平成18年度から平成23年度までは、就労継続支援B型事業所、投産施設及び小規模通所投産施設における平均工賃

地域資源開発協働推進ブックを 活用した地域診断をぜひ各地で

地域資源開発 協働推進 ハンドブック

このハンドブックは、別添の「知的・発達障がいのある人の地域生活支援体制」とあわせてお使いください

平成31年1月 第1版
全国手をつなぐ育成会連合会政策センター

家族支援とは？

- (ア)子どもに関する情報の提供と定期的な支援調整
- (イ)子育て上の課題の聞きとりと必要な助言
- (ウ)子どもの発達上の課題についての気づきの促しとその後の支援
- (エ)子どもを支援する輪を広げるための橋渡し
- (オ)相談支援専門員との定期的な支援会議や支援計画の調整
- (カ)関係者・関係機関の連携による支援体制の構築
- (キ)家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の実施
- (ク)心理的カウンセリングの実施
- (ケ)家族の組織化と定期的な面会
- (コ)兄弟姉妹等の支援

児童発達支援ガイドライン

たしかに、そうなんだけど……

家族の思い



- 手をつなぐ育成会の会員の声から
 - 「嘘ついている人はすぐわかるね」
 - 「職員への信頼は、正直、誠実さだね」
 - 「子どものことをわかろうとする職員がいい」
 - 「話を十分聴いてくれる人が信頼できる」
 - 「親のような目線で子どもを見てほしい。親の代わりはいないだろうけど、この人なら託せるといふ人がほしい」
 - 「欲しいのは制度じゃなくて、そういう人だよ」

相談支援事業所まどの 資源開発の取り組み

- 家族支援とはなにかを考えた
- 障がいのある人や家族の学びの場、
情報交換、居場所を提案

「らーごむの会」 2021年1月設立

将来的には、家族が運営できる仕組みを作りたい。

初回 3月研修会（性のこと）開催



らーごむとは…
スウェーデン語で、「ほんにんにとってちょうどいい」、
多すぎず、少なすぎず、ちょうどよくといった意味合いの言葉です。

発達に課題がある子どもたちも家族も、支援者も、関わる人みんなが、
それぞれを理解して、それぞれに必要なものをみんなで作って、
「ほんにんにとってちょうどいい」を見つけていきたい、
そんな思いでらーごむの会の活動をはじめました。

生まれもっているものも環境もみんながいますが
すべての子どもたちが安心してハッピーな日々を過ごせるように、
ご家族や支援者・地域の人々が一緒に勉強したり、情報交換をしたり
時にはイベントを行ってきたいと思っています。

研修の参加はどなたでも大歓迎！
発達に課題のある子どもたちに関わっている方はもちろん
関りはないけど興味のある方もぜひ一緒に勉強しましょう！
※内容により参加費がかかる場合もあります

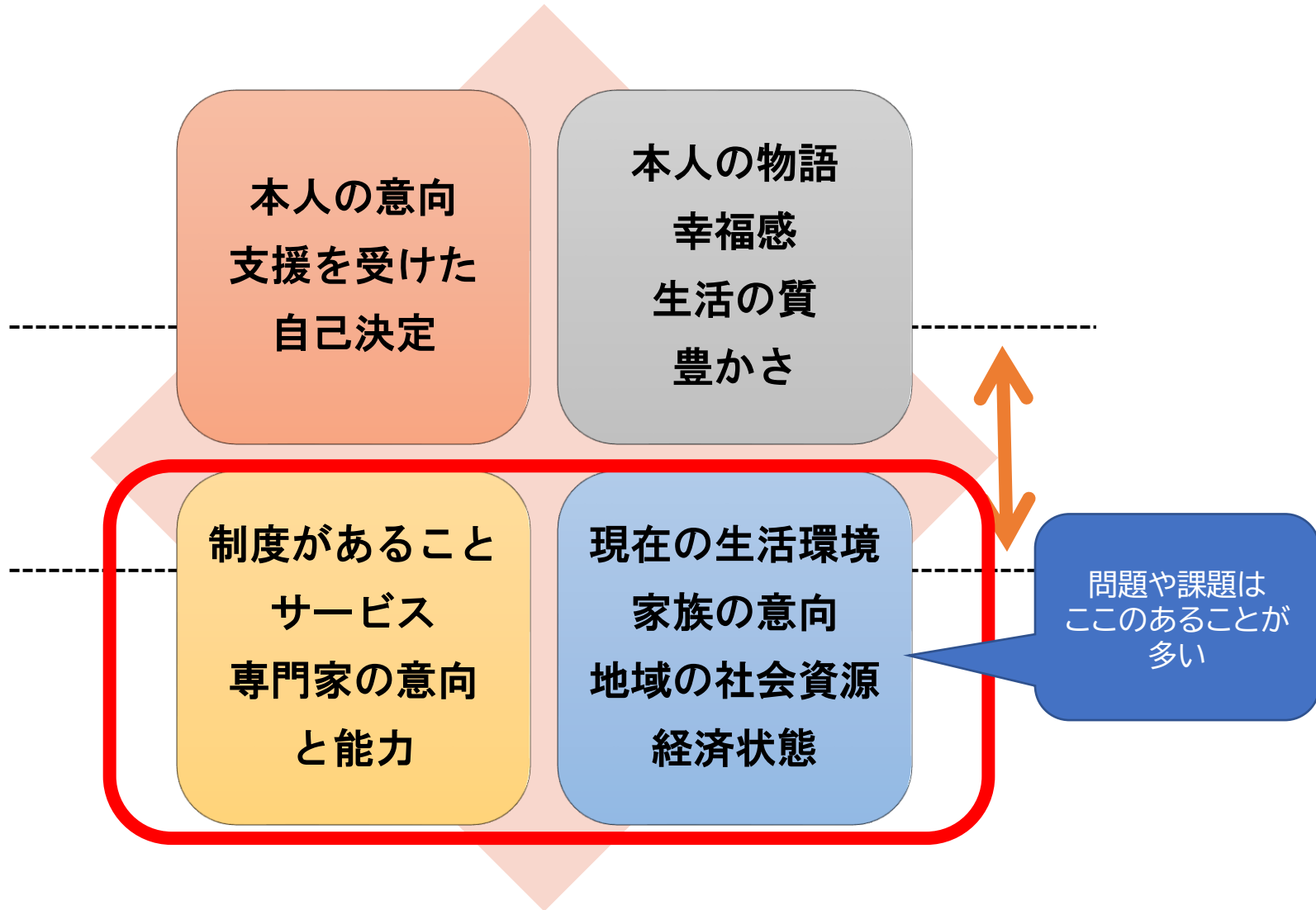
参加者・企画メンバー募集中！！

「こんな勉強してみたい」「こんなことやってみたい」など、
どんなことでもみんな考えれば形になるかも！？
わたしたちと一緒に企画してみませんか？

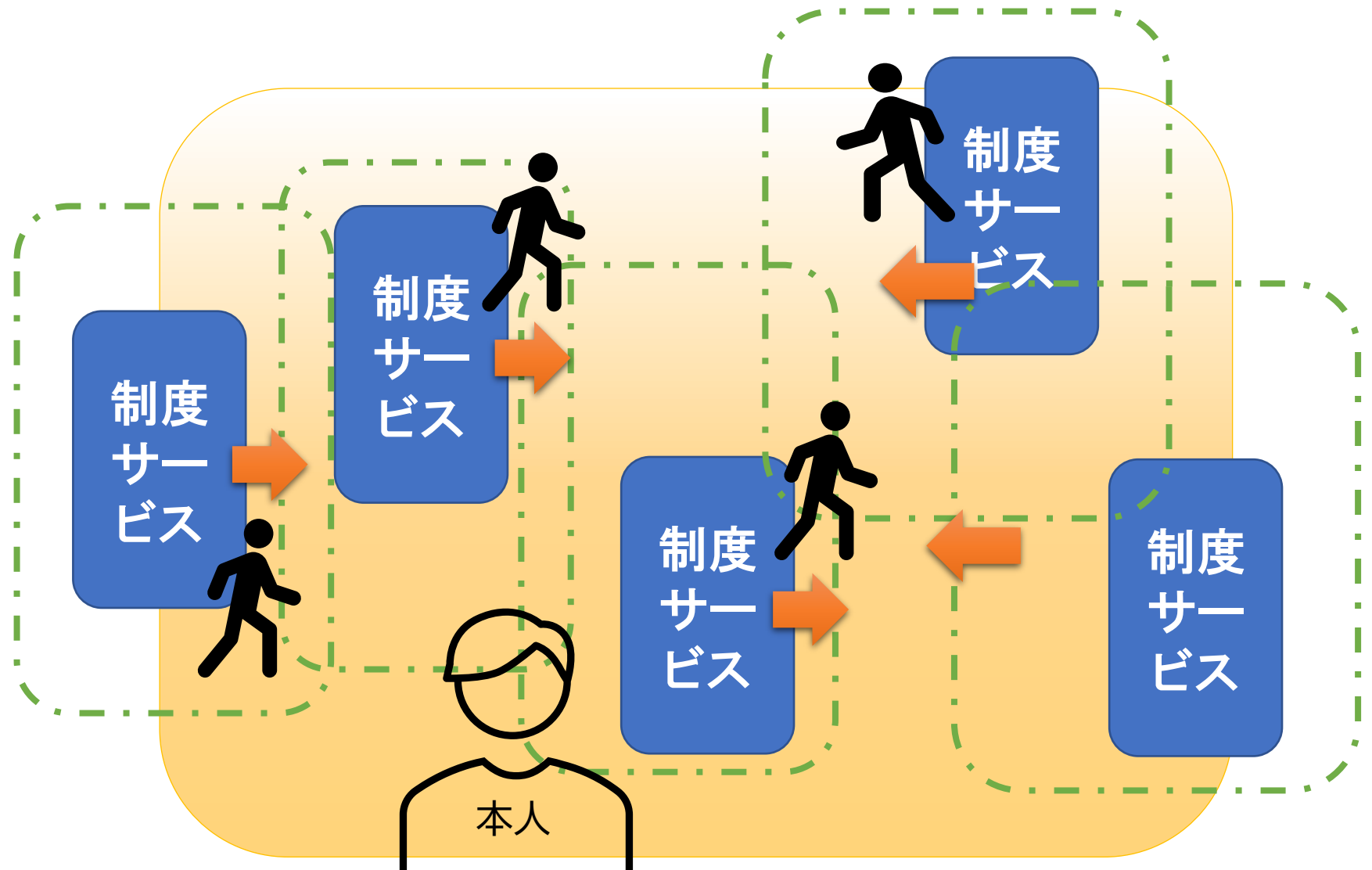
参加や企画等のお問合せは事務局までお気軽にどうぞ◎

実は、育成会が続けてきたこと

意思決定を決める4つの要件



制度の隙間を埋める



育成会は地域連携の軸

地域

交通機関

医療機関

相談支援事業所

司法、警察

福祉サービス事業所

企業

学校

行政

保育園や幼稚園

当事者

家族

手をつなぐ育成会

育成会には、はせ参じる！